

「大阪府箕面子ども家庭センター」が開設されます

令和6年(2024年)2月29日(木)

令和6年4月1日、これまで池田市に設置されていた本市なども管轄する「大阪府池田子ども家庭センター」が、箕面市役所第二別館3階に移転し、「大阪府箕面子ども家庭センター」として開設されます。

大阪府子ども家庭センターは、児童福祉法に定められた児童相談所として大阪府が設置するもので、本市では「大阪府池田子ども家庭センター」と連携し、児童虐待対応における専門的な知識や技術が必要となる事例、重篤な事例などについて対応してきました。このたびの移転により、物理的な距離が近くなり本市の地域住民にとって身近な施設となるため、連携をさらに深め、スピード感をあげることにより、子どもの安心・安全をより一層高めていきます。

また、同センターでは、子どもや家庭に関する相談や療育手帳の手続きなどにも対応していることから、市民のみなさんの利便性も向上します。

1. 大阪府箕面子ども家庭センターの概要

- 住所 大阪府箕面市船場西3丁目8番22号 箕面市役所第二別館3階
- 電話番号 【児童部門】072-739-6170
【DV相談専用電話】072-737-6895
- 管轄地域 箕面市、豊中市、池田市、豊能町、能勢町
- 業務内容 ・18歳未満の子どもに関わる相談・支援の実施
・配偶者からの暴力に関する相談の実施
・生活保護に関する相談、ひとり親相談(豊能町・能勢町のみ)

2. 箕面市役所第二別館について

箕面市役所第二別館では、大阪府箕面子ども家庭センターのほか、市の以下の施設を順次開設します。

- 令和6年4月 大阪府箕面子ども家庭センター(3階)
- 令和6年4月 箕面市立郷土資料館、箕面市立青少年指導センター(2階)
- 令和7年4月 箕面市立児童発達支援センターあいあい園(1階)

問い合わせ先
子ども未来創造局 児童相談支援センター
TEL 072-724-6233(直通)